



世界かんがい施設遺産
稲生川

〒034-0011
青森県十和田市稲生町1番36号
TEL (0176)
23-5066 (代表)
23-2494 (緊急時)
FAX 23-3940
E-mail: info@inaoigawa.or.jp

稲生川土地改良区

広報 稲生川

土地改良区の概況

令和6年4月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
4,538ha	3,870名	64名	理事 18名 監事 3名	13名

第37回十和田湖の四季写真コンテスト

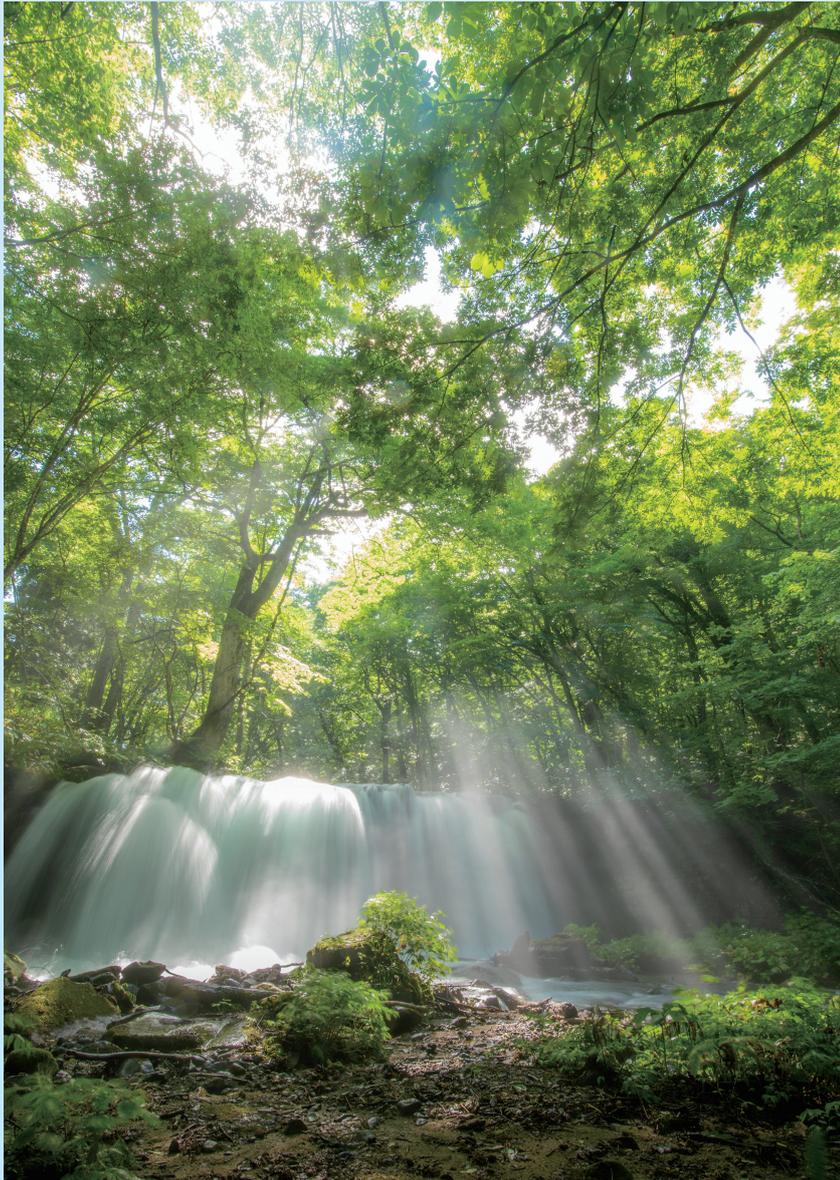
青森県知事賞

水と光と緑のシャワー
撮影・三浦 譲

銚子大滝

奥入瀬溪流本流にかかる随一の滝、銚子大滝は高さ7メートル、幅20メートル。水音高らかに水しぶきをあげる堂々たる滝です。流れ落ちる水は多量の水霧をうみ、木漏れ日がそこに幾本もの光の筋をつくります。銚子大滝は、滝の右手に伸びる断層や左から流れ込む寒沢の影響でできたと考えられており、十和田湖への魚の遡上を妨げ、魚止の滝とも呼ばれています。そのため長いあいだ、十和田湖には魚がすめないといわれてきました。

奥入瀬本流にかかる唯一の滝だけに、多くの人々の人気を集めています。春の新緑、夏の深い緑、秋の紅葉、そして冬の氷瀑と、四季それぞれに魅力的です。



当改良区の丸井 裕理事長が青森県土地改良事業団体連合会会長に令和6年4月1日付で就任しました。



総代会 あいさつ

令和 6 年 3 月 28 日

理事長 丸 井 裕

本日は、令和 5 年度の通常総代会を開催いたしたくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましては、年度末のご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より、当改良区の業務運営並びに事業推進につきましては、皆様のご理解とご協力を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。また、青森県上北地域県民局地域農林水産部 内山部長様、虻川次長様、蝦名調整監様、河野副参事様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ず、元日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになりました方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、甚大な被害に遭われました多くの方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い日常を取り戻せますよう切に願う次第であります。当区としましても土地改良連合会を通じ、「水土里ネット支援金」として支出させていただきましたことを報告させていただきます。

今年に入ってからの天候をみますと、雪が降らず穏やかな日が続き、このまま春を迎えるのかと思っていましたら、2月下旬になってからの降雪が続いておりました。当区による積雪調査によりますと、例年より若干少なめであるものの十和田湖水位は例年並みと予想しております。今後の天候等によっては、用水配分に皆様のご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、国では、農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」の見直しの中で、「食料安全保障の抜本的な強化」「環境と調和のとれた産業への転換」「人口減少下における生産水準と地域コミュニティの維持・発展」の三つの観点から議論がなされています。

近年の土地改良区を取り巻く環境は、施設の老朽化の問題、農地や用排水の管理に支障が生じているほか、資材価格と電気料金の高騰など様々な課題に直面し、組織運営の適正化や体制強化が求められているところです。

その中で、国の施策であります畑作物への本格化対策としての「畑地化促進事業」が一昨年に示され、一年以上が経過しました。当区としては様々な議論の末、「土地改良区決済金等支援」を受け入れることとし、組合員からの申請や関係する再生協議会での取りまとめが最近になってようやく終わり、当初予定していた580haから420haと確定しました。このあと詳細にご報告申し上げますが、今後の維持管理や補助事業等に支障を来さぬよう取り組んでいかなければならないと考えますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日の提出案件は、畑地化促進事業の報告、本年度補正予算、委員会規程の制定関連、新年度用水計画、賦課金等含めた新年度予算など8件でございます。全案件、慎重審議いただきまして、原案通り御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。



採決の様子



挨拶する丸井理事長

来賓あいさつ

令和 6 年 3 月 28 日

上北地域県民局地域農林水産部 部長 内 山 俊 二

本日は、「稲生川土地改良区令和 5 年度通常総代会」の開催、誠におめでとうございます。

理事長の丸井様をはじめ、役員及び総代並びに事務局職員の皆様には、日頃から上北地域の農業農村整備事業の推進に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

丸井様には、永年にわたる農村振興への御功績による、令和 5 年度の「全国農村振興技術連盟大賞」受賞を改めてお祝い申し上げますとともに、今後も、本県農業の更なる成長にお力添え賜りますようお願いいたします。

さて、本県の令和 4 年の農業産出額は、8 年連続で 3 千億円を超え、東北では 19 年連続でトップを堅持する一方、本県農業を取り巻く環境は、未だ不透明な国際情勢などを背景に、資材価格や電力料金の高騰等の影響により厳しいものとなっております。

県では、価格高騰が続く電気料金について、昨年度に引き続き、土地改良区の負担を軽減するため、農業水利施設に係る電気料金補助制度を創設し支援しております。

また、宮下知事の下、新たに策定された“青森県基本計画「青森新時代」への架け橋”に基づき、省力化や効率化を図るスマート農業に対応した生産基盤づくりを積極的に進めるほか、令和 6 年元旦に発生し、北陸地方の農地や農業水利施設に甚大な被害をもたらしました能登半島地震などを踏まえ、農業用ため池をはじめとする施設の防災減災対策を確実に推進して参ります。

加えて、当県民局としまして、貴土地改良区の管理する農業水利施設が適正に維持管理されるよう、基幹水利施設管理事業や基幹施設管理体制整備事業での支援を継続して参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、稲生川土地改良区のますますの御発展と御参会の皆様の御健勝を祈念申し上げ、挨拶といたします。

本日は、誠におめでとうございます。



挨拶する内山部長

令和5年度 通常総代会

令和 6 年 3 月 28 日、当区事務所に於いて令和 5 年度通常総代会を開催したところ、総代現員数 64 名中 62 名の出席で、午後 3 時 00 分に開会され、芋田一弘総代（十和田市）を議長に選任、桜田 勇総代（十和田市）と松林義弘総代（おいらせ町）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後 3 時 53 分に閉会となりました。

上 程 議 案

報 告 事 項

報告第 1 号 令和 5 年度 畑地化促進事業
土地改良区決済金支援等について

議 決 事 項

議案第 1 号 令和 5 年度 収支補正予算について
議案第 2 号 規約の一部改正について
議案第 3 号 滞納検討委員会規程の制定について
議案第 4 号 令和 6 年度 賦課金の賦課徴収及び決済金について
議案第 5 号 令和 6 年 用水取水及び配水計画について
議案第 6 号 土地譲渡（字坪毛沢）について
議案第 7 号 令和 6 年度 収支予算について



議長を務めた芋田一弘総代

令和6年度 収支予算書総括表

単位：円

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	208,379,000			208,379,000
発電事業収入		30,000,000		30,000,000
附帯事業収入	200,000			200,000
基本財産運用収入	22,000			22,000
特定資産運用収入	43,000	2,000		45,000
補助金等収入	4,200,000			4,200,000
交付金収入	28,635,000			28,635,000
寄付金収入	0			0
雑 収 入	3,770,000	1,000		3,771,000
業務受託料収入	6,140,000			6,140,000
借入金収入	0			0
固定資産売却収入	111,000			111,000
他会計繰入金	12,000,000	949,000	△ 12,949,000	0
積立資産取崩収入	34,900,000	0		34,900,000
繰越金	141,300,000	0		141,300,000
収 入 計	439,700,000	30,952,000	△ 12,949,000	457,703,000
土地改良事業費支出	221,702,000			221,702,000
発電事業費		3,850,000		3,850,000
一般管理費支出	133,094,000	1,000,000		134,094,000
土地改良事業負担金支出	11,000,000			11,000,000
借入金返済支出	200,000			200,000
固定資産取得支出	3,300,000	200,000		3,500,000
国庫納付金支出		0		0
他会計繰出額	949,000	12,000,000	△ 12,949,000	0
積立資産積立支出	21,565,000	13,902,000		35,467,000
予備費	47,890,000			47,890,000
支 出 計	439,700,000	30,952,000	△ 12,949,000	457,703,000

令和 6 年度 賦課金・決済金 について

10 a 当り

区域名	地域名	経常 賦課金	地区賦課金		合 賦 課 金	前年度比 増・△減	決 済 金		
			区域別	地域別			共 通	地 区	合計決済金
1 稲生川区域	全域の田 (下記区域を除く)	3,300	800		4,100	300	31,200	25,000	56,200
	牛泊区域	1,650	400		2,050	150	15,600	12,500	28,100
	段ノ台区域	660	160		820	60	6,240	5,000	11,240
	豊ヶ岡揚水機区域	3,300	800	1,600	5,700	300	31,200	67,100	98,300
	里ノ沢揚水機区域	3,300	800	1,600	5,700	300	31,200	67,100	98,300
	有信山区域	825	300		1,125	0	7,800	15,000	22,800
2 深持用水区域	全域の田	3,300	1,000		4,300	0	31,200	12,000	43,200
3 中 掘 区 域	全域の田 (下記区域を除く)	3,300	1,500		4,800	0	31,200	18,600	49,800
	矢神揚水機区域	3,300	1,500	100	4,900	0	31,200	60,700	91,900
4 切田用水区域	全域の田	3,300	1,100		4,400	0	31,200	31,300	62,500
5 元村用水区域	全域の田	3,300	1,200		4,500	0	31,200	29,800	61,000
6 立 崎 区 域	全域の田	3,300	1,200		4,500	0	31,200	25,400	56,600
7 一本木沢揚水機区域	全域の田	3,300	2,700		6,000	0	31,200	112,700	143,900
8 沖山用水区域	全域の田 (下記区域を除く)	3,300	1,800		5,100	0	31,200	29,700	60,900
	豊ヶ岡揚水機区域	3,300	1,800	1,000	6,100	0	31,200	71,800	103,000
9 古 里 区 域	全域の田	3,300	1,900		5,200	0	31,200	31,500	62,700
10 七 百 区 域	全域の田 (下記区域を除く)	3,300	1,500		4,800	0	31,200	68,400	99,600
	七百揚水機区域	3,300	1,500	1,300	6,100	0	31,200	110,500	141,700
11 東部三本木原区域	全域の田	3,300	900		4,200	0	31,200	26,900	58,100
12 深 南 区 域	全域の田	3,300	1,000		4,300	0	31,200	38,000	69,200
13 上北中部区域	全域の田	3,300	2,500		5,800	0	31,200	58,900	90,100
納 入 期 限	令和 6 年 7 月 31 日 ※自動口座引落日 令和 6 年 7 月 10 日						納入通知書発行日から30日以内とする。		
通 知 書 発 行 日	令和 6 年 6 月 3 日						申請処理決裁後		
賦 課 基 準 地 積	令和 6 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課する。 ただし、加入地については、加入日現在の土地原簿記載による。						賦課地積と同じ		
徴 収 の 方 法	稲生川土地改良区理事長の発行する賦課金通知書による。						決済金納入通知書による。		

用途変更による畑については、当該土地に属する区域の賦課金とする。
ただし、経常賦課金は1/4賦課金とする。
賦課金通知書発行日前に農地転用等の申請があった場合の賦課金発行については、
理事長に一任する。
夫役現品の金銭換算、徴収の時期及び方法については、理事長に一任する。

用途変更による畑、用途畑の
地区除外は、当該土地に属する
区域の決済金とする。
ただし、共通決済金は1/4決
済金とする。

領収書希望の方はご連絡ください。

領収書については、口座振替後の通帳の記帳および振込控えをもって代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方へは個別に対応しますので、改良区まで申し出てください。

賦課金は土地改良区組織運営上また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願い致します。口座振替をお申し込みの方は、引落日までに通帳残高の確認をお願い致します。

令和 6 年度賦課金の納入期限は 7 月 31 日です

口座振替の引落日は 7 月 10 日です。

※令和 6 年度賦課金通知書は令和 6 年 6 月 3 日に郵送にて発送いたしますが、通知書が届かない場合は当区総務課までご連絡ください。
(納税組合に加入している場合は、代表者宛にまとめて送付いたします。)

◎納入場所：稲生川土地改良区

※賦課金通知書に口座番号が記載されている金融機関については振込による納入が可能です。
青い森信用金庫または青森県信用組合については、事前に申込みをいただいている方のみ金融機関窓口納入用の通知書を送付いたします。

賦課金の納入方法の確認や変更がありましたら当区総務課までお問い合わせください。

賦課金の自動口座振替をご検討ください

口座振替にすると

- ◎金融機関へ行く手間が省け、納入忘れがありません。ただし、引落日前に残高をご確認ください。
- ◎振込手数料がかかりません。

これから口座振替を申し込む場合は、令和 7 年度からの振替になります。
引落しに使う通帳と届出印をご持参になり、改良区窓口までおいで下さい。

口座振替取扱可能金融機関

JA十和田おいらせ、JAおいらせ、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

滞納賦課金の対応について

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなります。納入期限を過ぎると、本来納めるべき賦課額のほかに年 14.6% の割合で延滞利息がかかります。また、督促手数料（前期・後期共 300 円）も加算されますので、早期の納入にご協力ください。

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。

当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう提言をしたいので、ご相談いただくことをお願い致します。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第 39 条】

令和 6 年 幹線草刈りは 7 月 7 日です

今年の幹線草刈りは **7 月 7 日 (日曜日)** に行います。
7 月 6 日 (土曜日) ~ 8 日 (月曜日) まで幹線草刈りのため断水となります。
日程が例年と異なりますのでご注意ください。

農地の保全管理について

当区から地区除外された農地については、地権者自ら地区除外後も隣接の用排水路、農道等土地改良施設の草刈り、浚渫等の維持管理を継続して行うことを申請の際に確約いただいております。

昨年度は特に畑地化支援事業等で地区除外された農地も多くありますので、管理の徹底をお願い致します。

稲生川ウォーク 2024 が開催されます

稲生川ウォークは、十和田市発展の礎となった稲生川の上水と三本木原台地の開拓に係る新渡戸傳らの功績と歴史を後生に伝えるため、平成13年から開催しているウォーキングイベントです。稲生川沿いに咲く桜を楽しみながら先人たちの手で拓かれた稲生川沿いをウォーキングしてみませんか。

開催日時・場所

令和 6 年 4 月 2 1 日 (日)

受付時間：午前 7 時 3 0 分 ~ 午前 8 時 3 0 分

受付場所：中央駐車場本部テント (十和田市役所南側)

ウォーキングコース ① 20 km ② 14 km ③ 5 km

参加費 1 人 1,000 円 ※当日、受付にて徴収します。小学生以下は無料です。

申込期間 令和 6 年 3 月 2 1 日 (木) ~ 4 月 1 4 日 (日)

お申込み・お問合せ先 十和田商工会議所 TEL 24-1111 FAX 24-1563
十和田奥入瀬観光機構 TEL 24-3006 FAX 24-3007



「未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展 2023」受賞作品

全国水土里ネット主催により、全国の小学生以下から3,021点 (うち本県97点) の応募がありました。本県からは、地域団体賞 3 作品、入選10作品、佳作12作品が選ばれました。この絵画展は田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、大切な水路を守っている人たち、農業に関する古くから伝わる祭りや風習、郷土料理、様々な農作業風景などをテーマに小学生以下の方ならどなたでも応募できます。例年 6 月に実施要領が発表され締め切りは 9 月です。みなさんも夏休みの自由課題として是非ご応募ください。

地域団体賞 水土里ネット青森会長賞

「きゅうりトンネルと
夏のやさいたち」

斗 沢 晴 翔
十和田市立南小学校 3 年



入選 十和田市立南小学校 5 年 豊川 幸志
十和田市立南小学校 6 年 新関 乃英
十和田市立南小学校 6 年 中村 香乃
十和田市立北園小学校 4 年 佐々木 愛謝
十和田市立北園小学校 5 年 福沢 蒼
十和田市立西小学校 6 年 笠石 絢乃
十和田市立西小学校 6 年 妻神 瑛人
十和田市立ちとせ小学校 1 年 佐々木 悠来
十和田市立北園小学校 2 年 田中 怜
佳作 十和田市立西小学校 6 年 小平 陽生
十和田市立西小学校 6 年 下佐 佳蓮
六戸町立大曲小学校 2 年 越智 啓司
六戸町立大曲小学校 6 年 下田 杏奈

職員退職

前事務局長 木 村 繁 夫

令和 6 年 3 月 31 日付で定年退職となりました。長い間大変お世話になり、ありがとうございました。4 月からは再雇用となりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行ったら必ず土地改良区にも届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができず、従来の組合員へ賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出の種類	申請の名称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与・貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等に使用したいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、下水道へ切り替えた場合にも届出が必要になります。

賦課は毎年 4 月 1 日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、その場合、申請年度の翌年度より除外となりますので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

滞納されている土地を取得すると、土地改良法第 42 条（権利義務の継承及び決済）により新しい権利者（買った人）に支払いが義務付けられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へ問い合わせください。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。

また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

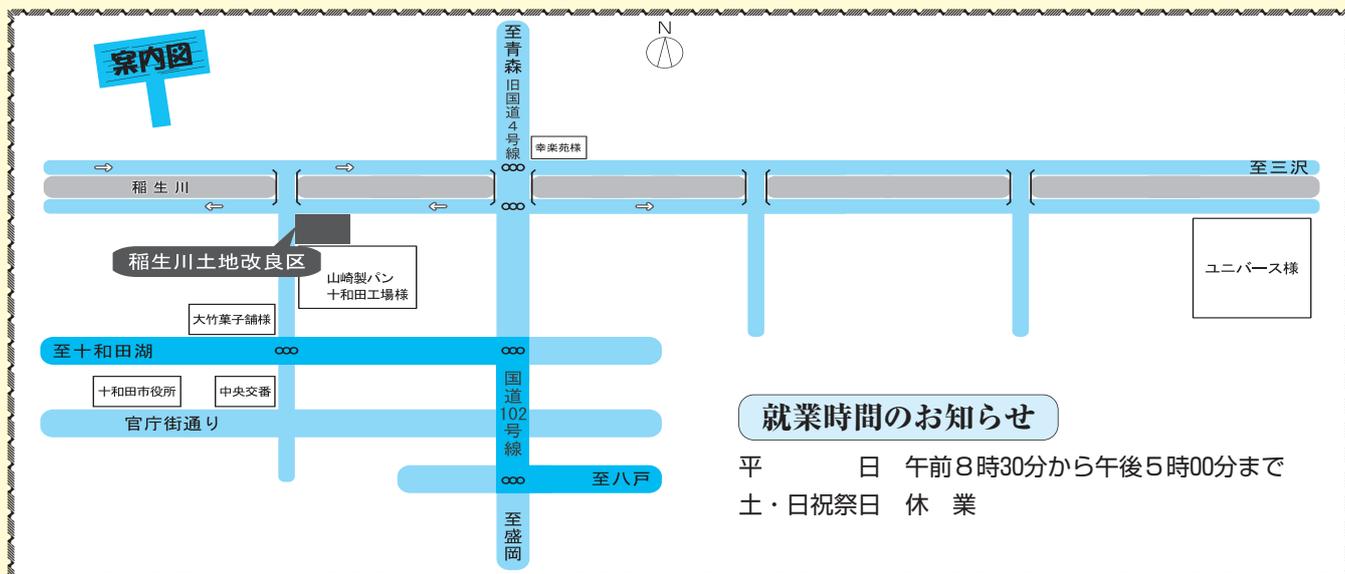
ホームページアドレス <http://www.inaoigawa.or.jp>

稲生川土地改良区

検索



広報は PC・スマホからでもご覧いただけます。



令和6年 配水計画

主要配水ブロック	5月																															6月	7月	8月	9月		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1~30	1~31	1~31	1~15		
矢神1・2・3・4											0.1										0.1																
深持・北野芋久保											2.3											2.2															
中掘幹線											0.2										0.1																
切田幹線											0.8										0.7																
元村幹線											1.8										1.7																
元村支線											0.3										0.2																
相内堰											0.4										0.3																
第2葉山堰											0.1										0.1																
元村堰											0.2										0.1																
西裏堰											0.1										0.1																
東裏堰											0.2										0.2																
稲吉・前谷地											0.3										0.2																
下平堰											0.1										0.1																
北平第1											0.2										0.1																
洞内堰											0.2										0.1																
松山堰											0.1										0.1																
立崎															0.8							0.7															
上北中部																		1.4																			
一本木沢揚水機											1.2										1.1																
里ノ沢・高清水														0.3								0.3															
沖山幹線																			0.9																		
豊ヶ岡揚水機																				0.9																	
古里																				0.1																	
堀切																				0.1																	
七百																				0.2																	
根古橋・七百揚水機																				0.5																	
向山用水路																				0.9																	
百石幹線																					1.9																
三沢幹線																					1.3																

6~8日 幹線草刈りのため断水

16日 稲生川灯ろう流しのため断水

草刈りの際は刈った草を水路に落とさないように心掛け、フォークを置くなどし作業終了後、下流水路の確認をお願いします。

※代播期を過ぎると時間運転となります。

※代播期を過ぎると時間運転となります。

ゴミ流し程度
徐々に水量を増やす
m³/s 代播期
m³/s 普通期

お知らせとお願い

- 台風、大雨、ゲリラ豪雨の天気予報時は減水又は断水を事前に行うことがあります。
- 断水後の通水は急激に水位が上がる場合がありますので、注意して下さい。
- 天候が回復しても奥入瀬川の増水及び濁水が原因で、取水が遅れる場合があります。
- 濁水時はポンプ劣化の原因となるため、ポンプ揚水はある程度時間を置いてから運転します。
- 7月6日~8日まで幹線草刈りのため断水となります。
- 中干し時期は、ほ場への引水状況を勘案しそれぞれの地域ごとに用水を調整します。
- 8月16日は、稲生川灯ろう流しのため断水（一部地域を除く）となります。
- 十和田湖周辺の雨量が少なく十和田湖水位の異常低下が予想される際は、節水となりますのでご協力をお願いします。
- 落水日は、8月の総代会にて落水時期をお知らせしていますので、総代もしくは事務局までお問い合わせ下さい。

地域の用水調整等は地区管理委員まで相談ください。

通水、断水情報はホームページで確認できます。

[稲生川土地改良区](#)



平日 8:30~17:00 ☎ 0176-23-5066
 緊急時（就業時間外） ☎ 0176-23-2494

